

事業区分
金銭給付

平成27年度 事務事業評価シート

事務事業名	重度身体障害者住宅改造費助成					所管	福祉部	
							障害福祉課	
事務事業の概要	事業の開始・終了年度		[事業開始]	昭和 6 1 年度	[終了予定]	- 年度		
	根拠法令等	要綱	[法令等名]	台東区身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業要綱				
	事業対象	中規模:下肢か体幹障害2級以上、屋内移動設備:上肢、下肢又は体幹障害1級又は車いすの交付を受けた内部障害者。						
	事業目的	在宅の重度身体障害者(児)に対し、住宅設備改善費を給付し、日常生活の利便を図る。						
	事業内容	重度身体障害者(児)からの申請に基づき、その者の居住する家屋の段差解消等の住宅設備の改善、手すり等の設置を含めて現物給付する。 ①中規模改修:限度額641千円 [種目や限度額については、都基準に基づき区要綱にて規定] ②屋内移動設備:限度額・機器費979千円、設置費353千円 [種目や限度額については、都基準に基づき区要綱にて規定]						
	委託の有無	なし	委託内容					
	補助金の有無	なし						
事務事業の実績	種別	指標の名称	(単位)	目標値 (29年度)	24年度	25年度	26年度	
	活動指標	給付件数	件	5	6	1	3	
	成果指標							
	決算額	(単位:千円)				3,919	370	1,922
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)				2,083	1,449	1,275
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)				0	1	0
		その他のコスト(扶助費・補助費など)				3,920	370	1,922
		総経費				6,003	1,820	3,197
	財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)				0	0	0
		その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)				0	0	0
一般財源(区負担額)				6,003	1,820	3,197		
前回評価から改善した事項	他課等の類似事業と連携を図り利用者の利便性を図るよう努めている。							
評価の視点	評価	評価の理由						
	必要性	3	本人の身体の状態に合わせた住宅改造は、障害者が今後も地域で暮らしていくためにも必要な事業である。					
	効率性	3	助成対象について基準を設けており、見積書や図面を詳細に精査することにより過度な助成とならないよう努めている。					
	手段の適切性	3	所得に応じた自己負担を設定しており、同月における小規模住宅改修等についても負担が重複しないよう連携を図っている。契約事業所に直接助成の支払を行うことで、利用者の負担軽減へと繋がっている。					
目的達成度	2	平成26年度は屋内移動設備の実績が無く、また目標値にも届いていないが、身体障害者(児)の生活をサポートする上で引続き実施する必要がある。						
[評価の理由](区民生活への影響を十分考慮すること)						評価結果		
障害福祉における各種サービスを日頃から利用している方には、相談の中で住宅改造の必要性を把握することができるが、その他の方への周知方法、時期などを考慮した上で事業を継続していく必要がある。								
						今後の方向性		
						維持		
						拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了		